

《雇用調整助成金》 ※下記期間は、申請要件が大幅に緩和されています。

	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間(4月1日～6月30日まで)
【対象事業主】	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
【生産指標】	1か月5%以上低下
【対象労働者】	・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 ・雇用保険の被保険者については、被保険者期間要件を撤廃
【助成率】	①事業主が賃金の60%の休業手当等を支給した場合 ⇒中小企業 4/5(解雇等を行わない場合は 9/10) ②解雇等を行わない場合であって、事業主が賃金の60%を超えて休業手当等を支給した場合(4/8～6/30までの休業等について) ⇒休業手当の60%を超えて支給した部分について 10/10 (一定の要件を満たす場合には、休業手当全体の 10/10) (※①②ともに、対象労働者1人1日当たり8,330円が上限)
【計画届】	事後提出を認める
【支給限度日数】	1年100日(3年150日)+緊急対応期間(4/1～6/30)
【支給対象となる休業】	短時間休業の要件を緩和、併せて休業規模要件を緩和
【教育訓練への助成率】	中小企業 4/5(解雇等を行わない場合は 9/10) 加算額 中小企業 2,400円
【対象期間】	令和2年4月1日(水)から6月30日(火)までの休業等
【申請期限】	令和2年6月30日(火)

《新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金》

【対象事業主】	下記①または②の子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休校等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども等であって、小学校等を休むことが必要な子ども
【助成率】	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 (※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限)
【対象期間】	令和2年2月27日(木)から6月30日(火)の間に取得した休暇
【申請期限】	令和2年9月30日(水)